

(様式1号)

受託研究申込書

年 月 日

長崎県〇〇技術センター所長 様

住所

名称及び代表者の氏名

長崎県産業労働部試験研究機関受託研究規程に基づき、下記のとおり受託研究を申し込みます。

記

1. 研究題目
2. 研究目的
3. 研究内容
4. 研究の実施期間についての希望
5. 研究の実施場所
6. 研究費の金額及び納付についての希望
7. 特許権の実施についての希望
8. 研究用資材及び設備等の提供についての希望
9. 申請者の概要（会社のパンフレット等申請者の概要がわかる資料添付でも可）

(様式2号)

受 託 研 究 契 約 書

長崎県〇〇技術センター所長 〇〇 〇〇 (以下「甲」という。)と□□□□□ 〇〇
〇〇 (以下「乙」という。)は、次のとおり受託研究契約を締結する。

(研究の受託)

第1条 甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- (5) 研究の実施場所

(受託料)

第2条 乙は、受託研究に要する経費 (以下「受託料」という。)として、金〇〇〇円を、
甲の発行する納付通知書により納付する。

2 乙は、前項の納付を履行できないときは、あらかじめ甲に対して遅延の事由及び納付
期限の延長について承認を得なければならない。

(受託料の使用制限)

第3条 甲は、受託料について、受託研究目的以外これを使用してはならない。

(研究用資材等の提供)

第4条 乙は、別紙の研究用資材及び設備 (以下「研究用資材等」という。)を無償で甲
に提供する。ただし、搬入、据付及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

2 甲は、前項の研究用資材等について、甲の職員が故意又は重大な過失によって、損害
を与えた場合を除き、当該設備の損害につき賠償する責を負わないものとする。

注) 本条項は、不要の際は省略し、以下の条項の番号を順次繰り上げること

(研究の中止等)

第5条 甲は、甲の業務に支障が生じるとき又は天災その他やむを得ない事由により、受
託研究の遂行が困難になったときは、当該受託研究を中止することができるものとする。
その場合、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、天災その他やむを得ない事由により受託研究の継続が困難となったときは、当
該受託研究の中止を甲に申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙からの申し出が天災その他やむを得ないものと判断するときは受託研究を中

止することができる。その場合、試験研究機関の長は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

(研究の終了又は中止等に伴う研究費等の取扱い)

第6条 甲は、受託研究を終了し、若しくは中止し、又は研究実施期間が満了したときは、遅滞なく研究費を精算するものとする。

(研究成果の報告)

第7条 甲は、受託研究を終了し、又は中止したときは、速やかに受託研究の結果又は経過を受託研究報告書により乙に報告するものとする。

(研究結果の公表)

第8条 甲は、受託研究を終了したとき（受託研究を中止したときを含む。）は、その結果を公表するものとする。ただし、結果の公表により、乙の業務に支障が生ずると認められるときは、期間を限って、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(特許を受ける権利等)

第9条 受託研究の業務を担当する試験研究機関の研究員が受託研究において発明、考案、又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をした場合、当該発明等に係る特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権（以下「特許を受ける権利等」という。）については、「長崎県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年11月5日付訓令第10号）」の定めるところにより、県が承継することができるものとする。

(優先実施権)

第10条 前条の規定により県に承継された特許を受ける権利等（以下「県に承継された特許権等」という。）に係る発明等又は著作権を乙又は乙の指定する者に限り、当該受託研究終了から5年間優先的に実施させる。

(第三者に対する実施の許諾)

第11条 県は、前条の規定により発明を優先的に実施する権利（以下「優先実施権」という。）を付与した者（以下「優先実施権者」という。）が、優先実施の期間中、正当な理由なく当該発明を実施しないときは、当該優先実施権者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、県に承継された特許権等又は著作権の実施を許諾することができる。

2 県は、前条の規定により優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施の期間中においても第三者に対し当該優先実施権に係る県に承継された特許権等又は著作権の実施を許諾することができる。

(実施料)

第12条 県は、県に承継された特許権等の実施を許諾するときは、別に定める実施契約に基づき、実施料（「特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知）」による。）を徴収する。

(取得財産の取扱い)

第13条 受託研究の実施に伴い取得した設備等の所有権は、受託契約において特別の定めをした場合を除き、県に帰属するものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県例規の定めるところによるものとし、この例規及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本契約は、日本の法律に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約に関する訴訟については、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 長崎県
氏名 長崎県〇〇技術センター所長 〇〇 〇〇 印

乙 住所
名称及び代表者の氏名 印

別紙

乙が提供する研究用資材

名称	単位	数量	備考

乙が提供する研究用設備

設備名	型式	単位	数量	備考